

証券図書館というところ

石川 真衣

図書館は基本的に人と人との距離が近いところではないが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を少なからず受けた施設ではある。感染拡大当初は図書館が一時閉鎖されたりもしたが、その後は予約制に移行したり、利用者の範囲を限定して入館が可能となるなど、様々な工夫・配慮がなされる形で再び図書館の利用が可能となった。しかし、そのような状況になるまでの間、所蔵資料、利用時間、利用資格、取寄せの可否などを確認してこれまで利用したことのない図書館に向向いた者も少なからずいるものと想像される。そう

したなかで、専門図書館に目が向けられたこともあるのではないだろうか。専門図書館は、規模に大小はあるが、一般の図書館にはない図書や雑誌を所蔵していることがあり、特定のテーマや分野に関する情報を取得するうえで有用となる。

国立国会図書館のリサーチ・ナビをみると、各分野の専門図書館を調べるための説明が掲載されている (https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-1146.php)。このうち、「金融」の分野を専門とする図書館として紹介されているのが、証券図書館である。一九六六年に東京に開設さ

れ、すでに半世紀以上の歴史を有する証券図書館は、東京館は図書約三万三、〇〇〇冊及び内外雑誌一四九種（これに加えて高橋亀吉文庫に約一万三、〇〇〇冊と特殊資料・雑誌等約一万点）、大阪館（一九七一年開設）は図書約五万冊及び内外雑誌一六四種を所蔵する（二〇二一年三月末時点）。和書・洋書の新刊も定期的に入れられており、貸出制度も用意されている（詳細については文末の図書館のURLを確認されたい）。

証券図書館が所蔵する図書のなかには、古い時代のものも含まれる。一九世紀から二〇世紀初頭は日本が近代化に向けた準備を行っていた時代にあたり、証券業界においても様々な変動があり、改革がなされたことは周知のとおりである。この時代出版されたものうち、取引所に関する検討を行い、現代の問題にも通ずる、きわめて基本的な論点を扱ったものもある。取引所が提供する

市場を取り巻く環境は時代とともに大きく変化しているが、それぞれの時代に適した市場を設計するうえで、国内外の状況に常に目を配ることが欠かせない。それが様々な形で実践されていたことが、証券図書館の所蔵資料からも垣間見える。

例えば、小野友次郎編『ブルス（全）』（一九九二年）は、欧州各地の取引所の状況とその規制を詳細に紹介した文献である。海外文献の翻訳以外の邦語文献の題名として外国由来の言葉の一つだけ使うことは、今日の感覚からすれば、かなり新鮮にも感じられよう。すでによく知られているところであるが、取引所を意味する「ブルス」の語の淵源については二つの説があり、一つはフランス地方のブルージュ（ブルッヘ）において「ブルス」という名のついた館（Van der Burse 家の邸宅）に商人が集合し、そこで売買取引を行っていたことに由来するという説、もう一

つはアントワープに取引を行う市場があり、その門の入り口に銭入（プールの、英語の *Purse* もプールのと共通の語源を有するとされる）の装飾が施されていたことに由来するという説がある（『プールの（全）』ではアントワープではなく、アムステルダムであるとされている（同書二頁）。『プールの（全）』は、調査対象とした欧米各地の取引所の沿革に重点を置きつつ、取引所の組織構造を紹介したものである。各地の取引所の建設費や取引所家屋の所有者まで詳細に調査されていることは興味深い。同書によれば、フランス・パリ取引所の建物は「市民の共有」であるが、ドイツ・ベルリンでは「商人組合の所有」、ベルギー・ブリュッセルでは「市会の所有」である（同書七二頁）。後述する藤田國之助の説明によれば、パリ取引所の建物は「市のを借りてやっている」とされ（後述・藤田『我が国取引所

組織の将来―欧米の取引所組織を見て』二六頁）、たしかに法律上は一八二九年六月一七日の法律によりパリ取引所の建物の所有権は国家からパリ市（*Ville de Paris*）に委譲されているため、「市民の共有」とされているところは他と比べると理念を強調しているようにも感じられるが、これはフランスの革命暦Ⅹ年牧月二七日のアレテの第一条において商品を扱うプールのはすべての市民、そして外国人にも開かれているとされたことと関係するのだろうか¹⁾。また、欧州の証券市場史において大きな役割を果たしたイギリスの制度への関心も早い段階から示されており、倫敦株式取引所調査委員会『倫敦株式取引所調査委員会報告書』（一八七八年）は、同年に英国・ロンドンで出版された *London Stock Exchange Commission* による *Report of the Commissioners* の翻訳である。（こちらは手書きの、他ではなかなか見ることができ

ないと思われる貴重書である。

一八九三年の取引所法の制定を経て数年後に出版されたこれも欧米の取引所の状況を検討した江口駒之助編『欧米取引所 全』（一九〇二年）は、調査対象とされた各地の取引所の比較を意識した叙述（証券取引所に限らず、商品取引所も扱われているが、これは一八九三年の取引所法が取引所の取引対象として有価証券と商品をもに認めていたためである）、そしてパリやベルリンの取引所規則の翻訳を含む本格的な紹介を行っている。その後のわが国の取引所のあり方に関する検討は、一九世紀末になされたこのような詳細な海外調査を踏まえたものであり、田中太七郎『日本取引所論』（一九一〇年）の高根義人による序文のなかにも前掲『ブルース（全）』及び『欧米取引所 全』の二つの文献への言及を確認することができる。

二〇世紀前半の市場関係者の関心を解説書よりも明確な形で示すものもある。藤田國之助『我が国取引所組織の将来—欧米の取引所組織を見て』（一九二七年）は、商工省の取引所監督官であった藤田が昭和二年に大阪商工会議所で行った講演録である。欧米各国の取引所を見て回った藤田は、わが国の取引所との違いを意識した紹介を行い、取引所への入場の仕方など、現地での自らの体験も盛り込んでいる。ベルギーのアントワープ（アンヴェルス）の取引所においては、同じ建物内に商品市場と証券市場の両方が置かれ、「取引所の入口に門衛がブリキ製の筒のようなものを持って立っていて、誰でも入場したいと思う者は、入場の都度所定の料金を入れて入場することになって」おり、証券の市場は商品の市場のもう一つ奥にあり、「そこへはやたらに入れないようになって」いるとし、このように証券市場と異な

り商品市場への入場が寛大であることの説明として、欧州大陸の商品取引所は「その土地の色々の商人が誰でも集って商談をやる場所」であることを挙げる（同書一八〜一九頁）。

体験で言えば、こちらは証券図書館所蔵ではないが、高倉藤平『欧米の取引所―漫遊みやげ』（一九〇八年）は、高倉が一九〇八年に大阪朝日新聞社主催の世界一周旅行（野村證券の野村徳七（信之助）も一行に含まれていた）に出かけた際の、ロンドン、ニューヨーク、パリ、ベルリン、ウィーン、アムステルダム、ブリュッセル、ローマ及びサンクト・ペテルブルグの各取引所の感想をまとめた文献である。コロナ禍のいま、高倉と同じ道のりを辿ろうとするならば、ワクチンの種類と接種回数、隔離期間、PCR検査、入場制限―さらには紛争の状況―など、この二年間で我々が意識せざるを得なくなった様々な事項への留意

が必要となりそうな、夢のような行程の記録である。

（注）

- (1) Arrêté du 27 prairial an X. Article 1er: Les Bourses de commerce seront ouvertes à tous les citoyens et même aux étrangers. 「市民 (citoyens)」の範囲は今日の意味とは異なり狭く、市民権 (droits civils) を有しない者の入場は認められず、女性、未成年者その他市民権を剥奪された者（刑に処せられた者など）は取引所の建物内に立ち入ることができなるとされた (Ambroise BUCHERE, *Traité théorique et pratique des opérations de la bourse*, 3^e éd., Chevalier-Marescq et C^{ie}, 1892, n.º 20, p.12)。なお、当初は商品取引所と証券取引所は同じ建物内にあったが、一八八五年に商品取引所は別の建物に移転している。

△証券図書館（東京・大阪）の利用について▽

- ・証券図書館（東京） 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2 太陽生命日本橋ビル12階
- ・証券図書館（大阪） 〒541-0041 大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル内

証券図書館の利用の手続き・アクセス・蔵書については、本
研究所のホームページを参照されたい。

URL <https://www.jsri.or.jp/jsri/activities/library/>

(いしかわ まい・東北大学大学院法学研究科准教授
当研究所客員研究員)